共同発表において、第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の暫定的な見積額である合衆国の二千十二会計年度ドルで八十六億合衆国ドル（八、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）のうち、日本国は、沖縄県の住民が同部隊の移転が可能な限り速やかに完了することを強く希望していることを認識して、同部隊の移転を可能とするようグアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備するため、合衆国の二千八会計年度ドルで二十八億合衆国ドル（二、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル）（合衆国の二千十二会計年度ドルで三十一億二千百八十八万七千八百五十五合衆国ドル（三、一二一、八八七、八五五ドル））の額を限度として直接的に資金を提供することが確認されたことを再確認し、

また、共同発表において、合衆国が第三海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための残余の費用を拠出し、及びいかなる追加の費用も拠出することが確認されたことを再確認し、

共同発表において、両政府は日本国の自衛隊及び合衆国軍隊が共同で使用する施設としてグアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を整備することについての協力を検討することが公表されたことを想起し、

ロードマップにその概要が示された計画であって調整されたもの、共同発表並びに二千十三年四月に公表された沖縄における施設及び区域に関する統合計画の下で、嘉手納飛行場以南の施設及び区域の統合並びに土地の返還の一部は、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からの移転にかかっており、並びに同部隊の沖縄からグアムへの移転は、グアムにおいて必要となる施設及び基盤の整備に対して日本国が直接的に提供する資金並びにアメリカ合衆国政府による必要な措置にかかっていることを想起して、

第一条

協定第一条1中「第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人」を「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族」に改める。

第二条

協定第二条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改める。

第三条

協定第四条中「グアムにおける施設及び基盤」を「グアム及び北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該施設には、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場を含めることができる。

第四条

協定第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条

アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場（その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。）を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。

第五条

協定第九条2を次のように改める。

2　第二条に規定する合衆国の措置は、移転のための資金（(1)合衆国の資金及び(2)第一条1に規定する日本国が提供した資金を含むことができる。）が利用可能であることを条件とする。

第六条

この議定書の効力が生ずる日前又は以後に協定第一条1の規定に従い日本国政府が提供した資金、当該資金から生じた利子及び当該資金が拠出された事業について、この議定書による改正後の協定を適用することが確認される。

第七条

この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、協定の効力の存続期間中効力を有する。

第八条

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十月三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岸田文雄
小野寺五典

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・F・ケリー
チャック・ヘーゲル

外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE AGREEMENT
BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
CONCERNING THE IMPLEMENTATION OF THE RELOCATION
OF III MARINE EXPEDITIONARY FORCE PERSONNEL
AND THEIR DEPENDENTS FROM OKINAWA TO GUAM

The Government of Japan and the Government of the United States of America,

Recalling the Joint Statement of Japan-the United States Security Consultative Committee, dated April 27, 2012, which announced, inter alia, that the two governments are to consult regarding further actions to be taken in light of the Agreement between the Government of Japan and the Government of the United States of America Concerning the Implementation of the Relocation of III Marine Expeditionary Force Personnel and Their Dependents from Okinawa to Guam, signed at Tokyo on February 17, 2009 (hereinafter referred to as "the Agreement"),

Desiring to amend the Agreement,

Have agreed as follows:

Article 1

The fifth to ninth paragraphs of the preamble of the Agreement shall be deleted, and the following six paragraphs shall be inserted immediately after the fourth paragraph:

"Recalling that Japan-the United States Security Consultative Committee decided to adjust the plans outlined in the Roadmap and, as part of the adjustments, decided to delink both the relocation of the III Marine Expeditionary Force (hereinafter referred to as "III MEF") personnel from Okinawa to Guam and resulting land returns south of Kadena Air Base from progress on the Futenma Replacement Facility, in its Joint Statement dated April 27, 2012 (hereinafter referred to as "the Joint Statement"),

Recognizing that the Joint Statement confirmed that a total of approximately 9,000 personnel of III MEF, along with their dependents, are to be relocated from Okinawa to locations outside of Japan,